

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
- ……………（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………
- ……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の辞退……………（同）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）…

告示（選）

- 令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（同）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- ……………（下水道局）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…

告示

●東京都告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年一月二十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の練馬区
- 種類及び名称 東京都市計画公園事業練馬第二・二種類及び名称 ・二十号小竹町公園
- 三 事業施行期間 令和五年一月二十日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区小竹町一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年一月二十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の練馬区
- 種類及び名称 東京都市計画公園事業練馬第二・二種類及び名称 ・百四十九号北町六丁目公園
- 三 事業施行期間 令和五年一月二十日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区北町六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年一月二十日

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 東京都知事 小 池 百合子
- 対象区域の地名地番 認定年月日

- 世田谷区下馬二丁目一番二、五十五 令和四年十二月
- 番十三、同番三十三、二百五十九番 二十日
- 二から同番四まで、同番二十九から
- 同番三十二まで、同番三十四、同番
- 三十五、同番三十七、同番五十三から
- 同番五十八まで、同番八十五、同
- 番九十から同番九十八まで、同番百
- 三、同番百十七、同番百六十六から

同番百七十五まで、同番二百から同番二百三まで、同番二百五、同番二百六及び太子堂一丁目二番七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 社会福祉法人白寿会
- 二 支援法人の住所 足立区扇一丁目三番五号
- 三 支援業務を行う事務所 足立区扇一丁目三番五号所の所在地
- 四 指定年月日 令和五年一月六日

●東京都告示第四十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

宗教法人明治神宮

宮司 九條 道成

渋谷区代々木神園町一丁目一番

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 芦立 訓

港区北青山二丁目八番三十五号

伊藤忠商事株式会社

代表取締役 小林 文彦

港区北青山二丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置する計画地面積約十七万四千七百平方メートルの土地に、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を主要な用途とする建築物を計画するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和五年一月二十日から同年二月三日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(11)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素について、全体工事期間を4期間に分け、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は予測時期①(事務所稼働工事時)で0.054ppm、予測時期②(野球場棟1期工事時)で0.047ppm、予測時期③(野球場棟及び球場併設ホテル棟、複合棟A工事時)で0.051ppm、予測時期④(ラグビー場棟II期、複合棟B、文化交流施設棟工事時)で0.050ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は予測時期①で33.1%、予測時期②で17.6%、予測時期③で27.3%、予測時期④で26.3%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質について、全体工事期間を4期間に分け、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は予測時期①で0.050mg/m³、予測時期②で0.048mg/m³、予測時期③で0.048mg/m³、予測時期④で0.048mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は予測時期①で9.5%、予測時期②で4.5%、予測時期③で6.9%、予測時期④で7.3%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最終の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は予測時期①(工事着手後32～50ヶ月目)で0.041～0.043ppm、予測時期②(工事着手後71～84ヶ月目)で0.041～0.043ppm、予測時期③(工事着手後132ヶ月目)で0.041～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は予測時期①で0.1%未満～1.0%、予測時期②で0.1%未満～1.1%、予測時期③で0.1%未満～0.8%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は予測時期①、予測時期②、予測時期③ともに0.043～0.044mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は予測時期①、予測時期②及び予測時期③で0.1%未満である。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>【関連面の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.041～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連面の走行による寄与率は0.1%未満～0.4%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043～0.044mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連面の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.043ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は9.1%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

2. 騒音・振動

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>【建設作業騒音レベル(L_{eq})及び振動】</p> <p>解体時の建設作業騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①(事務所稼働工事時)は敷地境界南側で74dB、予測時期②(ラグビー場棟I期工事時)は敷地境界北東側で77dB、予測時期③(野球場棟及び球場併設ホテル棟、複合棟A工事時)は敷地境界南西側で73dB、予測時期④(ラグビー場棟II期、複合棟B、文化交流施設棟工事時)は敷地境界西側で75dBと予測され、報告基準値(85dB)を下回る。</p> <p>新設時の建設作業騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①は敷地境界南側で80dB、予測時期②は敷地境界北東側で75dB、予測時期③は敷地境界南西側で79dB、予測時期④は敷地境界西側で75dBと予測され、報告基準値(80dB)を満足する。</p> <p>解体時の建設作業騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①は敷地境界南側で54dB、予測時期②は敷地境界北東側で53dB、予測時期③は敷地境界南西側で54dB、予測時期④は敷地境界西側で55dBと予測され、報告基準値(75dB)を下回る。</p> <p>新設時の建設作業騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①は敷地境界南側で54dB、予測時期②は敷地境界北東側で55dB、予測時期③は敷地境界南西側で55dB、予測時期④は敷地境界西側で51dBと予測され、報告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①(工事着手後32～50ヶ月目)は昼間62～71dB、予測時期②(工事着手後71～84ヶ月目)で62～71dB、予測時期③(工事着手後132ヶ月目)で62～71dBであり、No.5地点で環境基準値(70dB)を上回っているが、現況においても環境基準値を上回っており、その他の地点では環境基準値を満足している。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は予測時期①、②、③すべての時期において最大1dBである。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①(工事着手後32～50ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dB、②(工事着手後71～84ヶ月目)は昼間57～69dB、夜間35～46dB、③(工事着手後132ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間66dB、夜間60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、予測時期①において昼間で0～2dB、夜間で0～4dBであり、予測時期②において昼間で0～3dB、夜間で0～5dBであり、予測時期③において昼間で0～3dB、夜間で0～5dBである。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>【関連面の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】</p> <p>関連面の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間62～71dB、夜間56～69dBであり、No.5地点の青山通りの昼間と夜間、No.7地点の青山通りの夜間を除いて環境基準値(昼間70dB、夜間65dB)を満足している。No.5地点の昼間と夜間、No.7地点の夜間については、現況においても環境基準値を上回っており、関連面の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間、夜間ともに全ての地点で1dB未満である。</p> <p>関連面の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間37～52dB、夜間35～48dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間66dB、夜間60dB)を下回る。関連面の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間は0～1dB、夜間は0～2dBである。</p> <p>【施設の供用に伴う騒音】</p> <p>施設の供用に伴う騒音レベル(L_{eq})は、野球場棟から近隣住宅までの距離(野球場棟から約80m)において55dB程度と予測され、昼間平均(6時～22時)の環境基準値(55dB)を満足する。</p> <p>また、参考として施設の供用に伴う野球場のスタンド高さの騒音レベル(L_{eq})は、野球場棟から近隣住宅までの距離(野球場棟から約80m)において62dB(61.5dB)程度である。なお、現況の野球場から近隣住宅までの距離(約160m)においては58dB(57.9dB)程度と予測されることから、将来において4dB(3.6dB)程度増加すると考えられる。野球場からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていく。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》 計画地の一部はかつて軍用地（青山練兵場）であったことから、汚染のおそれはない。現時点で計画地内の既存施設は供用中であり、土壌汚染の状況を確認することはない。そのため、事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行う。</p> <p>なお、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで飛散・拡散の適切な防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>
4. 地盤	<p>《工事の施行中》 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用する。また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ小さくするために支保工等により山留壁を支保するとともに、地下階高が大きい場所には斜め切梁等を設置する計画である。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤の変形は生じないと予測する。</p> <p>また、地下水の水位及び状況の変化に伴う地盤沈下の要因として、第1帯水層及び第2帯水層の地下水水位が低下し、不透水層である凝灰質粘土層 (Ic) 内の水分がこれらの層に絞り出されることにより圧密沈下が起こることや考えられる。</p> <p>本事業においては、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、不透水層の分布状況把握した上でSMWの掘入れ深さを決定する計画であり、掘削範囲の周囲を遮水性の高い山留壁 (SMW) で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は分離・遮水される。これにより、掘削工事等に伴う地下水の水位及び状況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及びせず、計画地周辺の地下水位は低下しないと予測する。</p> <p>以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水水位の変化に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>《工事の完了後》 本事業では山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の状況に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>本事業地周辺の帯水層は広範囲にわたり連続して分布するものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下躯体が構築されても地下水流は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。</p> <p>なお、現在計画地内で井戸水の汲み上げ・使用を行っているが、工事の完了後は汲み上げ・使用は行わない予定である。</p> <p>以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下または地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>《工事の施行中》 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、江戸川層 (Eas) 以深の不透水層まで掘入れすることにより、第1帯水層 (Ia) 及び第2帯水層 (Tos, Tog) の地下水位低下、流量の変化を抑制できる。</p> <p>また、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、不透水層の分布状況把握した上でSMWの掘入れ深さを決定する。地盤及び地下水水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージ工法等の対策を行う。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び状況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>《工事の完了後》 【地下構築物の存在等に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では最深部を含む地下構築物において、外周部に山留壁であるSMWを江戸川層以深まで掘入れした上で、地下構築物をT.P.約+5mまで構築する計画である。計画地周辺の地下水水位はT.P.+21~30m付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の状況に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>既往資料調査及び現地調査結果を踏まえ、計画地で確認されている帯水層は、計画地周辺にも広範囲に分布しているものと想定される。これに対して、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構築物の周囲を迂回すると考えられ、地下構築物の存在によって地下水が著しく阻害される可能性は小さいと考えられる。</p> <p>なお、現在計画地内で井戸水の汲み上げ・使用を行っているが、工事の完了後は汲み上げ・使用は行わない予定である。</p> <p>以上のことから、地下構築物の存在等により、計画地周辺の地下水の水位及び状況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>【土地の改変に伴う地表流出水量の変化の程度】 本事業では、雨水貯留施設と雨水浸透施設の組合せにより、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」及び「港区雨水流出抑制施設設置要綱」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。本事業では、可能な範囲で透水性舗装・浸透マス等の雨水浸透施設を設けるとともに、既存樹木の存置・移植に合わせ緑化整備を行うことにより、雨水の地下への浸透を図る。</p> <p>上記の雨水浸透施設を整備することともに、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量を確保する計画である。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表流出水量を抑制でき、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表 11(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 生物・生態系	<p>《工事の完了後》 事業の実施に伴い、計画地周辺の動植物の生育・生態環境となる樹木等の伐採や土壌の改善が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御砲兵遺）や聖徳記念絵巻館裏の緑地、新宿御苑、青山公園、赤坂御用地等の改変は生じない。 工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることで、緑被率は19.6%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は331,466m³となり、現況の346,286m³を下回る。適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。 事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量が多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建園記念文庫）等の植栽は存置もしくは移植により極力保存するとともに、4列のいちや並木を全て保存する計画としており、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で格付度等を判断し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念館があるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウナズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。 本事業においては、保存する緑地（並木東側）については、クマキやクスノキ等の高木や下草からなる緑地であり、ムラサキシジメ等が好むこれらの樹木や動物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカサヘビ）が確認されている環境を引き続き保全する。神宮外苑広場（建園記念文庫）においては、建設後においてもクマキやツツジといった高木や下草の緑地であり、並木東側と同様にムラサキシジメ等が好む環境を引き続き保全する。 ラグビー場種の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフールドサイズとなるよう競技に必要な要件がある。詳細な形状については今後、新ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを、引き続き検討するよう要請する。また、改めて既存樹木について設計・施工の面からの工夫等により保存及び移植を検討し、自然環境の保全に努める。また、施設東側及び北側には都市計画地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を続けていく計画である。今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も仰ぎながら樹木の伐採を可能な限り回避し、樹木の保全に努めるとともに神宮外苑広場（建園記念文庫）の保全エリアを可能な限り拡大するよう努める。 また、神宮外苑広場（建園記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場通りにおいて、神宮外苑広場（建園記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建園記念文庫）の樹木及び生態系を復元する計画である。文化交流施設棟の北側については現状まとまった樹木が高木・中木・低木による階層構造を有しており、移植によりさらに緑の厚みを増すことにより、改変後の早期の段階から貴重な生態系を有すると考える。文化交流施設棟の南側については神宮外苑広場（建園記念文庫）等から移植したシダ、キ等の樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植樹木を植栽し階層構造を有することで、密な林床に生息する土壌動物やシロコブ、ムラサキシジメといった昆虫類に加え、これらを餌とする鳥類などによって構成された豊かな生態系を形成する。合わせてクマキ等の高木・中木やオオムラサキ（ツツジ科）などの低木を新植することにより、一定の時間を要するが、生長して生態系を形成することにより文化交流施設棟の北側の樹木とつながり、まとまりのある神宮外苑広場（建園記念文庫）の環境を復元する。文化交流施設棟周辺及び中央広場通りにおいて、神宮外苑広場（建園記念文庫）の比較的高い米菰をユズリハやシシユカカワ、ヒヨドリといった鳥類、計画地全域で確認されているアリ科の土壌動物が生息すると考えられることから、これらの種を指標種とし、事後調査において生息を確認している。 樹木の移植や新植の実施後に、活着の状況のモニタリングを継続して実施し、樹勢の変化などに対し樹木医等の専門家の指導を仰ぎながら対応を行っていく。同時に、列のいちや並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。</p>

表 11(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 生物・生態系 (つづき)	<p>これらの緑地等は、並木東側から保存する4列のいちや並木や文化交流施設棟等を經由してスタジアム通り及び第二球場北側まで連続しており、計画地周辺の神宮外苑広場（御砲兵遺）や聖徳記念絵巻館裏の緑地、新宿御苑、青山公園、赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークは維持されるものと考えられる。 工事の施行にあたっては、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み荒められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存する4列のいちや並木の西側1列については、野球場周辺の近接工事を行う際に樹木医の判断を仰ぎながら根菜調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちや並木を保全するため、詳細な基礎計画及び設計計画の検討を行う。 あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な根菜調査を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。 存置・移植した既存樹木及び新植に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照の影響が及ばないよう、計画地の地下躯体の配置等に配慮すると考える。また、ラグビー場種による神宮外苑広場（建園記念文庫）への日照の影響については、18.7日影(1)に記載の神宮外苑広場（建園記念文庫）からの最も近い調査地点「写真8.7-5 天空写真(No.5地点、絵巻館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものと考えられる。野球場周辺の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵巻館前へと続く特例部通過区画防球ネットの4列のいちや並木への日照の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。 以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン（敷地境界線から10m）を越えて3時間以上及びごごとはなく、かつ、日影規制ライン（敷地境界線から5m）を越えて3時間以上及びごごとはなく、かつ、計画地周辺は概ね再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の範囲となり、計画地周辺のほとんどが日影規制の適用除外となったことから、計画建築物による日影規制は日影規制の範囲内に収まる。また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、複合棟A及び事務所棟を南側に配置した計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による2時間以上の日影が生じる範囲は、日影規制の範囲において概ね計画地の複合棟Bの西側と緑地（並木東側）の東側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考えられる。 なお、4列のいちや並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。また、神宮外苑広場（建園記念文庫）については、可能な限り日影の影響に配慮した設計となるよう努める。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考えられる。</p>

7. 日影

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 電波障害	<p>《工事の完了後》 計画建築物により、地上デジタル放送については計画地西南西側、衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。 また、反対障害については、地域的な反対障害として図示するまでには至らない程度と考える。このことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものとする。</p>
9. 風環境	<p>《工事の完了後》 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中京層市街地相当の風環境)となる地点が計画地北側、西側、南側に、領域D(強風地域相当の風環境)となる地点が計画地南側に1地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、これらの地点は、計画地南側の青山通り沿いは領域CまたはB(低中層市街地相当の風環境)に、それ以外は領域Bとなり、風環境は改善されると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあっても、領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものとする。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の改変の程度】 計画地が位置する港区及び新宿区は西から東にかけてなだらかに傾斜する武蔵野台地の東に位置しており、スロープ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等が立地している。これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、スロープ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等としての構成要素が改変されることはない。 また、計画地の一部は「明治神宮内外苑付近風致地区」に含まれ、4列のいちよう並木をはじめとした既存樹木が分布し、北西側は自然的景観が維持されており、計画地東側には赤坂御用地、南側には青山公園、西側には新宿御苑など、豊富な自然・歴史資源にも恵まれ、市街地中でありながら緑豊かな景観が構築されている。 工事の完了後には、高層建築物の建設が認められるとともに、多様な活動が促す開放的な広場空間が整備される。また、上記の既存樹木を種別・位置・移植することともに新たな樹木を植栽することにより、地区特性に添ったメリハリのある、まとまった緑の空間が創出される。 以上のことから、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑緑帯並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどり」と景観保全地区の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成等の基本理念との整合が図られるものとする。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。なお、絵巻館前交差点や、神宮外苑広場(建國記念文庫)等は眺望できなかった場所から、ラグビー場棟の計画要件については、観覧者が安全かつ良好な状態で観戦ができ、ラグビー観戦の国際大会が実現できる「ライバルタワー」として、圧迫感や閉鎖的な雰囲気との緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請する。また、改めて既存樹木について設計・施工の面から北側・南側より保存又は移植を検討し、自然環境の保全に努める。また、既存樹木の保存や移植による保土、新植による緑量の確保や風の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を引き続き行っていく。事務所棟の高層建築物や野球場棟の防風ネットやスモークボード、照明等の高さについては4列のいちよう並木の高さに配慮するとともに、落葉期にこれらが眺望できることに配慮し、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとす。防風ネットについては安全性を考慮した上で透過性等の詳細を検討すること、青山二丁目交差点から眺望区との眺望に著しい影響を与えない計画としていく。 中京域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな都市的な景観要素となり、明治神宮外苑地区の新たな眺望を形成することから、代表的な眺望地点からの景観については、現況のままであり、緑を維持・保全されており、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑緑帯並木周辺景観形成特別地区」と眺望保全地区の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成等の基本理念との整合が図られるものとする。</p> <p>【圧迫感の劣化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大32.81ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとす。計画地及びその周辺には、草木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に添ったメリハリのある緑化を推進する。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものとする。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

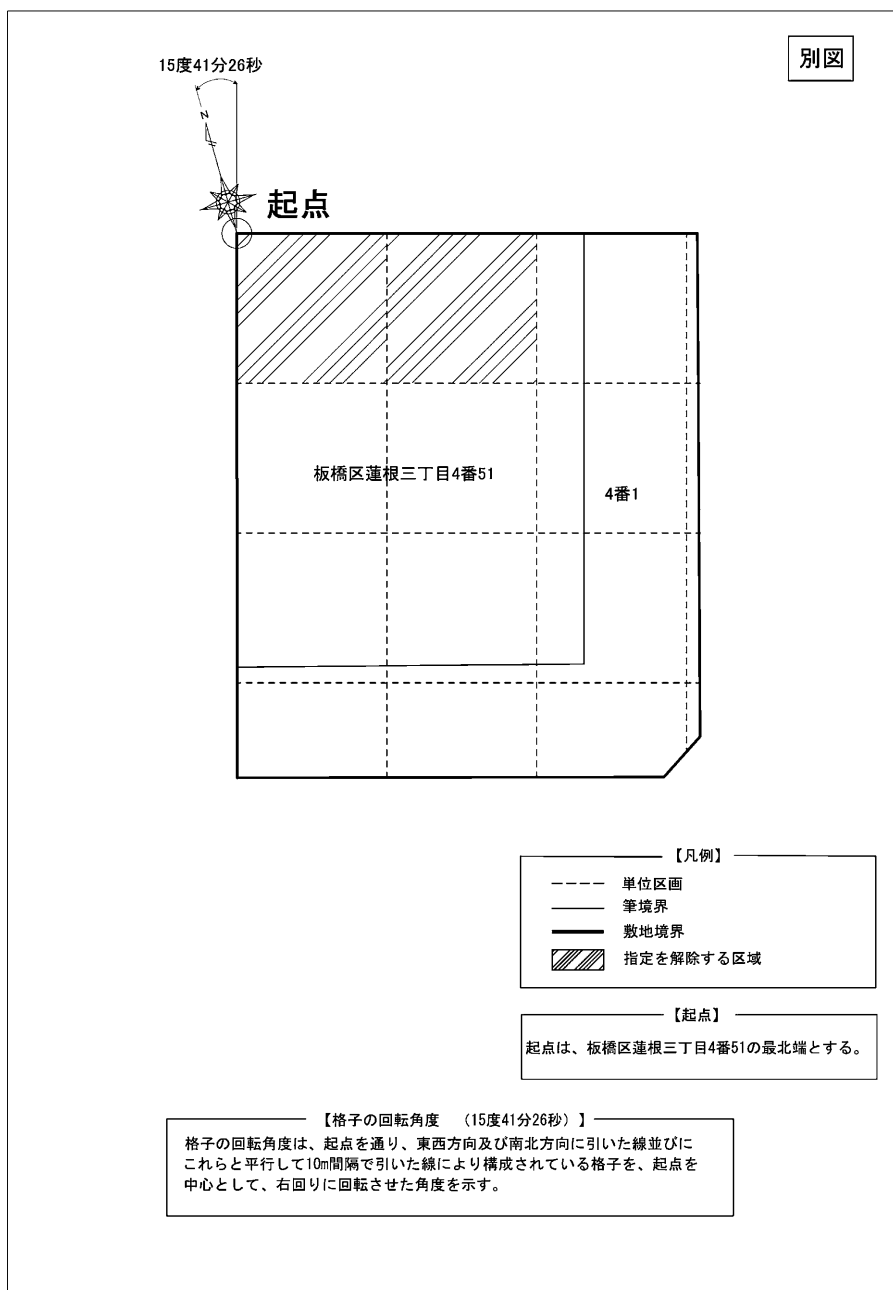
項目	評価の結論
11. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》 周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受けうる可能性がある。 現状の計画区域内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については港区教育委員会、新宿区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。 なお、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に港区教育委員会、新宿区教育委員会に確認を行う。 埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会、新宿区教育委員会へ選定なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の保存に支障は生じないことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>
12. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の施行中》 【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 本事業の工事中には、自然との触れ合い活動の場までの利用経路のうち、4列のいずれも並木を通る経路及び4列のいずれも並木を bypass し聖徳記念公園館へ至る経路と工事用車両の出入り動線と交差することにより、利用者への影響が考えられるが、工事の進行中においては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、周囲の歩道の円滑な通行を確保するとともに、工事の段階に応じて計画地内を通り抜けるよう、歩行者動線を確保する。これについては、工事着工から神宮球場解体までの間、神宮球場北側及び南側を歩行可能な状態に保つとともに、神宮球場解体工事時には野球場樹及び球場併設ホテル棟のデッキを歩行可能とするなど、計画地内を常に東西方向に通る取り回しが可能となるよう配慮する。なお、計画地外周の歩道については引き続き歩行可能な計画である。 工事の施行にあたっては、「8.6 生物・生態系」に示すとおり、4列のいずれも並木を保存するとともに、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（健国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画である。あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基準を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の進行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。 緑地や広場についても、工事の段階に応じて確保し、人や生物に近づいた自然との触れ合い活動・交流にも配慮する計画である。 なお、現在、神宮外苑いちよう並木側とスタジアム通り側を繋ぐ歩行者通路等が存在せず、東西方向の繋がりが希薄なため、工事の完了後においては、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る。また、主要な歩行者ネットワーク上には原則、パリアフリーに配慮した回遊性の向上、歩道状空地及び広場の整備を図るとともに、南北道路の新設による大規模スポーツ施設の来訪者の周辺駅への分散を図ることによって、スポーツ施設の顧客の円滑な動線を確保することと考える。 以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 自然との触れ合い活動の場(つづき)	<p>《工事の完了後》 【自然との触れ合い活動の場を持つ機能の変化の程度】 創建当初からの歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画である。 また、段階的に整備していく計画については、施設に付帯した緑地や広場についても合わせて順次供用していく計画である。ラゾビ一帯は施設北側に引き続き神宮外苑広場（健国記念文庫）と施設西側に街角広場を、事務所棟は施設外周部への植栽や屋上緑化、壁面緑化を整備する。野球場棟は南北道路（ラゾビ）を、複合棟Aは施設外周部への植栽や広場の多様な利用状況を踏まえ、今後、人や生物に近づいた自然との触れ合い活動の充実に資するよう検討を行う。 工事の完了後については、計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間を整備する。この広場空間は、神宮外苑広場（健国記念文庫）等からの移植木を基調とし、新たに新植樹木も配置することで、まとまりのある緑地環境を復元再生する。これにより、再整備を行う神宮外苑広場（健国記念文庫）とともに、その周辺の文化交流施設やラゾビ一帯等も一体で利用できるまとまりのある緑空間が創出される。緑化にあたっては、上記のとおり既存樹木の保存、移植利用を基本としてつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することと動植物の生息（育）に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、新たな緑地の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場となるものと考えらる。</p> <p>なお、現在、神宮外苑いちよう並木側とスタジアム通り側を繋ぐ歩行者通路等が存在せず、東西方向の繋がりが希薄なため、工事の完了後においては、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る。また、主要な歩行者ネットワーク上には原則、パリアフリーに配慮した回遊性の向上、歩道状空地及び広場の整備を図るとともに、南北道路の新設による大規模スポーツ施設の来訪者の周辺駅への分散を図ることによって、スポーツ施設の顧客の円滑な動線を確保する。 あわせて、調査計画書の段階では複数の中層建築物を建設するとしていた緑地（並木東側）については緑豊かな空間を維持し保全することに加え、ホテル棟の建設を予定していた場所を文化交流施設とした。都民の意見を参考に計画を変更し、公園交差機能として用途を変更し、さらに建物の高さを抑えるとともに複数ある種の開閉を空けることにより、周辺に整備する緑地の連続性を確保する計画へと変更している。また、存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設の高さを抑えることにより日照を確保することと考える。</p> <p>本事業の実施により、神宮外苑広場（健国記念文庫）等、明治神宮外苑の一部が改変されるが、工事の施行にあたっては創建当初から存在する4列のいずれも並木を存置するとともに緑地（並木東側）や神宮外苑広場（健国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により残し、自然との触れ合い活動の場の保全に努める計画である。 以上のことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【解体工事に伴う廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <p>既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、コンクリート地約150,500㎡、金属くず(鉄骨)約18,820t、木くず(建設発生木材)約5,646t、建設混合廃棄物約3,764t、伐採樹等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、【東京都建設リサイクル推進計画】の目標値(ワスファルト、コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材で99%)、建設混合廃棄物で83%)を達成するものとする。伐採した樹木についてはチップや記念品等の製作、木質炭や堆肥、ウッドチップ等として利活用するなど、環境にも配慮しつつ適切な利活用について積極的に検討する。また、チップ化して堆肥や土壌改良剤等としてリサイクルできる容量を超えるものについては計画地外で保管することとし、計画地内で保管できる容量を超えるものについては計画地外で保管することとし、計画地内でも不要材の搬入や分別の徹底に努める。また、既存建築物に使用されているアスベストについては、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」等に準じ、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、状況に応じた対策を講じたなら除去作業を実施することにより、関係法令に示される事業者の責務は果たされるものとする。</p> <p>【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約854,000㎡と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、【東京都建設リサイクル推進計画】の目標値(88%)を達成するものとする。 ・建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約91,400㎡と予測する。建設汚泥は、場外に搬出して産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(98%)を達成するものとする。 ・建設発生木材99%、建設混合廃棄物83%、建設廃棄物98%)を達成するものとする。なお、これ以外の品目についても不要材の搬入や分別の徹底に努める。 <p>建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約16,962tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不燃材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、【東京都建設リサイクル推進計画】の目標値(ワスファルト、コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材99%、建設混合廃棄物83%、建設廃棄物98%)を達成するものとする。なお、これ以外の品目についても不要材の搬入や分別の徹底に努める。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の使用に伴う廃棄物の種類及び排出量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <p>施設の使用に伴う廃棄物が約21,200kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「新宿区リサイクル及び廃棄物の処理に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「みなとクリーンプラン」21(第2次)「港区一般廃棄物処理基本計画」に示される資源化率の目標値(42%)や、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」に示されるごみの削減量の目標値(18%)は達成するものとする。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>施設の使用に伴う温室効果ガス排出量は約46,545t-CO₂/年、削減量は約11,636t-CO₂/年、削減率は約20.0%と予測する。設備システム省エネ率、効率化設備の省エネ率、省エネ率等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出削減が図られるものとする。</p> <p>なお、上記の予測結果には地域冷暖房の導入等による排出削減分が見込まれていないが、導入する地域冷暖房等の詳細が明らかとなった時点で、再度温室効果ガス排出量及び削減量を算定し報告する。</p> <p>以上ことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものとする。</p>
14. 温室効果ガス	<p>●東京都告示第四十一号</p> <p>土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和四年東京都告示第十四百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和五年一月二十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区蓮根三丁目地内)</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物</p> <p>三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p> <p>四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去</p>



●東京都告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第五項において準用する法第五十条の二の規定による変更の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

事業所の名称変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	事業所の所在地	変更年月日
1362390625	株式会社ケアサービス	東京都大田区大森北1-2-3	株式会社ケアサービス 訪問看護 鹿クレア	株式会社ケアサービス 訪問看護 鹿亀戸	東京都江東区亀戸1-42-18 6階	令和4年8月1日
1371605526	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 豊島 福祉用 具	SOMPOケア 在宅老人ホー ム豊島 福祉用具	東京都豊島区東池袋5-44-15 東信東池袋ビル4 階	令和4年8月1日
1371004829	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 柿の木坂 居 宅介護支援	SOMPOケア 在宅老人ホー ム目黒 居宅介護支援	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	令和4年9月1日
1343051851	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	さくら薬局 立川店	しんわ薬局 立川店	東京都立川市錦町1-17-13	令和4年9月1日
1343253069	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	さくら薬局 袋橋店	しんわ薬局 袋橋店	東京都町田市野津田町738-1	令和4年9月1日
1343253135	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	さくら薬局 大蔵店	しんわ薬局 大蔵店	東京都町田市大蔵町3165	令和4年9月1日
1343551272	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	親和薬局 万願荘店	しんわ薬局 万願荘店	東京都日野市日野1077-125	令和4年9月1日
1343551819	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	親和薬局	しんわ薬局 日野店	東京都日野市日野本町4-2-10	令和4年9月1日
1343850658	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	親和薬局	しんわ薬局 府中店	東京都府中市府中町1-1-5 高木ビル地下1階	令和4年9月1日
1343851888	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	親和薬局 西原町店	しんわ薬局 西原町店	東京都府中市西原町2-18-1 マツシマビル1階	令和4年9月1日
1343853009	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	親和薬局 栄町店	しんわ薬局 栄町店	東京都府中市栄町2-10-28	令和4年9月1日
1345150842	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	ファイナ薬局 稲城店	しんわ薬局 稲城店	東京都稲城市百村1607-3 稲城駅前KMビル1 階 店舗2	令和4年9月1日
1340655464	株式会社インファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	アイ薬局	アイ薬局 秋葉原駅東口店	東京都台東区台東1-4-2 祐澤ビル1階及び2階	令和4年9月1日
1391500616	株式会社クールヘッド	東京都杉並区西荻南3-22-9 エクセリア西荻南 2-A	ウォームハート上井草	ウォームハート杉並	東京都杉並区上井草3-17-24	令和4年4月1日

事業所の名称変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	事業所の所在地	変更年月日
1371405836	社会福祉法人すみれ佑和会	広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721	特別養護老人ホーム ハートテ ラス中野弥生町	特別養護老人ホーム 中野すみ れ園	東京都中野区弥生町6-7-16	令和4年8月31日
1351480015	社会福祉法人すみれ佑和会	広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721	介護老人保健施設 ハートテラ ス中野弥生町	介護老人保健施設 中野すみ れ苑	東京都中野区弥生町6-7-16	令和4年8月31日
1361290198	医療法人社団プラタナス	東京都世田谷区用賀2-41-17 1階	医療法人社団プラタナス ナー スケア・ステーション	医療法人社団プラタナス ナー スケア・リビング世田谷中町	東京都世田谷区中町5-9-9 コミュニティプラ ザ4階	令和4年7月1日
1362290130	医療法人社団東京東双泉会	東京都葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルベア リングビル1階	医療法人社団双泉会 しおん訪問 看護ステーション	しおん訪問看護ステーション	東京都葛飾区青戸5-30-15	令和4年8月1日
1361090317	株式会社ZEN PLACE	東京都目黒区青葉台2-20-14 青和ビル2階	zen place訪問看護ステ ーション都立大学	zen place 訪問看護ステ ーション戸越	東京都品川区平塚3-11-5 サンライズビル2階	令和4年11月1日
1343052917	株式会社インファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	いながき薬局 立川店	アイ薬局 立川幸町店	東京都立川市幸町1-12-12	令和4年11月1日

事業所の所在地変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	変更前	変更後	変更年月日
1362390625	株式会社ケアサービス	東京都大田区大森北1-2-3	株式会社ケアサービス 訪問看護亀戸	東京都江戸川区平井5-21-2 クレア平井ビル7階	東京都江東区亀戸1-42-18 6階	令和4年8月1日
1371605526	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム豊島 福祉用具	東京都豊島区高松1-11-15 モリタビル西池袋801号室	東京都豊島区東池袋5-44-15 東信東池袋ビル4階	令和4年8月1日
1372109965	株式会社ジョイル	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	ジョイル ケア	東京都足立区綾瀬6-32-13-101号	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	令和4年9月1日
1372109973	株式会社ジョイル	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	ジョイル ケア	東京都足立区綾瀬6-32-13-101号	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	令和4年9月1日
1361590613	株式会社JSH	東京都中央区京橋1-1-5 セントラルビル	訪問看護ステーション コルディアール杉並	東京都杉並区和泉4-47-22 方南町ビル6階	東京都杉並区和泉4-47-22 HILL CREST 方南町ビル6階	令和4年9月1日
1371502194	株式会社クールヘッド	東京都杉並区西荻南3-22-9 エクセリア西荻窪2-A	ウォームハート杉並	東京都杉並区西荻窪 3-22-9 エクセリア西荻窪2-A	東京都杉並区上井草 3-17-24	令和4年4月1日
1360690166	株式会社NEXT leBEL L	東京都台東区浅草橋5-26-3 月村マンション703	かきつばた訪問看護ステーション	東京都台東区浅草橋5-26-3 月村マンション703	東京都台東区北上野1-11-13 前島ビル	令和4年9月1日
1371209469	一般社団法人team shien	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	ちーむしえん あどぼかしー	東京都世田谷区羽根木1-13-9	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	令和4年8月1日
1371212075	一般社団法人team shien	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	team shien	東京都世田谷区羽根木1-13-9	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	令和4年8月1日
1375100458	株式会社カンパニユラ	東京都調布市上石原3-56-16	株式会社カンパニユラ	東京都稲城市東長沼3109 ガーデンピア樹光206号室	東京都調布市上石原3-56-16	令和4年9月1日
1310936658	医療法人社団OURS	東京都品川区西五反田1-2-8 FPG link s GOTANDA10階	KARADA内科クリニック	東京都品川区西五反田1-2-8 FPG link s GOTANDA10階	東京都品川区西五反田1-2-8 FPG link s GOTANDA10階及び9階	令和4年9月9日
1360890188	株式会社あわず東京城東	東京都新宿区百人町1-22-3 新宿ナショナルコート203	あわず東京江東訪問看護リハビリステーション	東京都江東区大島4-6-23 田中ビル1階	東京都江東区大島1-33-12 西大島和田ビル4階	令和4年10月1日
1370602326	株式会社ケアネット・トキ	東京都北区神谷1-21-10	トキホームヘルプステーション台東	東京都台東区日本堤2-31-6 池田ビル1階	東京都台東区日本堤2-30-9	令和4年9月1日
1370601922	株式会社ケアネット・トキ	東京都北区神谷1-21-10	トキホームヘルプステーション台東	東京都台東区日本堤2-31-6 池田ビル1階	東京都台東区日本堤2-30-9	令和4年9月1日

事業所の所在地変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	変更前	変更後	変更年月日
1363190016	社会福祉法人浴光会	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-2-2	浴光訪問看護ステーション	東京都国分寺市東恋ヶ窪3-28-15 ひまわり苑内	東京都国分寺市東恋ヶ窪2-17-2	令和4年10月20日
1361090317	株式会社ZEN PLACE	東京都目黒区青葉台2-20-14 青和ビル2階	zen place 訪問看護ステーション戸越	東京都目黒区中根1-6-12 菅野ビル3階	東京都品川区平塚3-11-5 サンライズビル2階	令和4年11月1日
1370201491	合同会社YH	東京都中央区明石町1-31-205号	つきしま介護	東京都中央区新川2-27-4-2601	東京都中央区新富1-11-5	令和4年11月1日
1341154764	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤蒲田薬局	東京都大田区南蒲田2-16-2 テクノポート三井生命ビル別館	東京都大田区南蒲田2-16-2 テクノポート大樹生命ビル別館	平成31年4月1日
1362190280	ベストリハ株式会社	東京都台東区上野6-16-17 朝日生命上野昭和通ビル6階	ベストリハ訪問看護ステーション	東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター1301号	東京都足立区千住2-3 吾妻ビル6階	令和4年3月1日
1372112894	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園3-4-30 3 2芝公園ビル7階	おおきなき足立	東京都足立区榎田7-34-13 マルマンブルエニコーポ403号室	東京都足立区榎田1-21-9 伊藤店舗1階	令和4年11月16日
1372302057	株式会社トリーツ	東京都葛飾区東新小岩7-2-12	トリーツ福祉用具 江戸川	東京都江戸川区松島1-41-19 さくらコーポ1階	東京都江戸川区松島1-41-7 徳永ビル1階	令和4年9月28日

届出者の名称変更

介護保険事業者番号	変更前	変更後	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
1371405836	社会福祉法人サンフェニックス	社会福祉法人すみれ佑和会	広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721	特別養護老人ホーム 中野すみれ園	東京都中野区弥生町6-7-16	令和4年8月31日
1351480015	社会福祉法人サンフェニックス	社会福祉法人すみれ佑和会	広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721	介護老人保健施設 中野すみれ苑	東京都中野区弥生町6-7-16	令和4年8月31日
1362290130	医療法人社団双泉会	医療法人社団東京双泉会	東京都葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルベアリングビル1階	しおん訪問看護ステーション	東京都葛飾区青戸5-30-15	令和4年8月1日
1371103324	有限会社紗徳ビハーラ	有限会社ビハーラ	東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1階	ワークスタッフ 鶴の木	東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1階	令和4年10月1日

主たる事務所の所在地変更

介護保険事業者番号	届出者の名称	変更前	変更後	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
1372109965	株式会社ジョイル	東京都足立区綾瀬6-33-12-101号	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	ジョイル ケア	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	令和4年9月1日
1372109973	株式会社ジョイル	東京都足立区綾瀬6-33-12-101号	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	ジョイル ケア	東京都足立区綾瀬6-32-13-301号	令和4年9月1日
1343051851	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 立川店	東京都立川市錦町1-17-13	令和4年9月1日
1343251923	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 玉川店	東京都町田市玉川学園2-1-26 NYビル1階	令和4年9月1日
1343252061	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 野津田店	東京都町田市野津田町1082-1	令和4年9月1日
1343252608	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 小山西店	東京都町田市小山西町3189-2	令和4年9月1日
1343253069	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 袋橋店	東京都町田市野津田町738-1	令和4年9月1日
1343253135	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 大蔵店	東京都町田市大蔵町3185	令和4年9月1日
1343551272	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 万願荘店	東京都日野市日野1077-125	令和4年9月1日
1343551819	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 日野店	東京都日野市日野本町4-2-10	令和4年9月1日
1343850658	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 府中店	東京都府中市府中町1-1-5 高木ビル地下1階	令和4年9月1日
1343851888	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 西原町店	東京都府中市西原町2-18-1 マツシマビル1階	令和4年9月1日
1343852167	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 寿町店	東京都府中市寿町1-3-10-101	令和4年9月1日
1343852266	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 けやき通り店	東京都府中市寿町1-4-18 沢井ビル1階	令和4年9月1日

主たる事務所の所在地変更

介護保険事業者番号	届出者の名称	変更前	変更後	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
1343852894	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 府中警察署前店	東京都府中市府中町2-9-16ウェルシアビル1階	令和4年9月1日
1343853009	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 栄町店	東京都府中市栄町2-10-28	令和4年9月1日
1344650800	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 桜が丘店	東京都東大和市桜が丘2-204-3	令和4年9月1日
1345050679	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 永山店	東京都多摩市永山6-8-2 シヤイン北島1-106号	令和4年9月1日
1345051255	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 貝取店	東京都多摩市貝取1-48-3	令和4年9月1日
1345150842	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 稲城店	東京都稲城市百村1607-3 稲城駅前KMビル1階 店舗2	令和4年9月1日
1392300230	株式会社シグー	福岡県北九州市小倉北区大森1-7-19	福岡県北九州市小倉北区足立2-1-1	あおぞらの里 小松川デイサービスセンター	東京都江戸川区小松川4-94	令和4年9月1日
1371209469	一般社団法人 team shien	東京都世田谷区羽根木1-13-9	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	ちーむしえん あどぼかしー	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	令和4年8月1日
1371212075	一般社団法人 team shien	東京都世田谷区羽根木1-13-9	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	team shien	東京都世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3階	令和4年8月1日
1375100458	株式会社カンパニユラ	東京都稲城市東長沼3109 ガーデンピア樹光206号室	東京都調布市上石原3-56-16	株式会社カンパニユラ	東京都調布市上石原3-56-16	令和4年9月1日
1373001971	株式会社カンパニユラ	東京都稲城市東長沼3109 ガーデンピア樹光206号室	東京都調布市上石原3-56-16	デイサービス西砂亭	東京都立川市西砂町5-59-7	令和4年9月1日
1374001368	株式会社カンパニユラ	東京都稲城市東長沼3109 ガーデンピア樹光206号室	東京都調布市上石原3-56-16	デイサービス美堀亭	東京都昭島市美堀町5-6-3	令和4年9月1日
1360890188	株式会社あわーず東京放東	東京都江東区大島4-6-23 田中ビル1階	東京都新宿区百人町1-22-3 新宿ナショナルコート203	あわーず東京江東訪問看護リハビリステーション	東京都江東区大島1-33-12 西大島和田ビル4階	令和4年10月1日
1362290130	医療法人社団東京東双泉会	東京都葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルペアラングビル4階	東京都葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルペアラングビル1階	しおん訪問看護ステーション	東京都葛飾区青戸5-30-15	令和4年8月1日

主たる事務所の所在地変更

介護保険事業者番号	届出者の名称	変更前	変更後	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
1340356691	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 芝公園店	東京都港区芝大門2-10-2	令和4年10月1日
1340356709	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 芝大門店	東京都港区芝大門2-5-1	令和4年10月1日
1340958504	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 オハナ店	東京都品川区荏原3-5-6 リベラルハウス1-B号	令和4年10月1日
1340958496	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 戸越銀座店	東京都品川区平塚1-8-16	令和4年10月1日
1340254953	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 八丁堀店	東京都中央区八丁堀3-2-5 八丁堀医療ビル1階	令和4年10月1日
1340458539	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 大久保店	東京都新宿区北新宿1-1-20 新宿三信ビル1階	令和4年10月1日
1343151354	GOOD AID株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-20-10 4階	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 10階	おだいに薬局 ハート店	東京都国分寺市東元町3-33-1	令和4年10月1日
1371103324	有限会社ビハーラ	東京都大田区鶴の木2-37-5	東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1階	ワークスタッフ 鶴の木	東京都大田区鶴の木2-17-3 ライオンズマンション鶴の木1階	令和4年10月1日
1370201491	合同会社YH	東京都江戸川区中葛西3-5-8	東京都中央区明石町1-31-205	つきしま介護	東京都中央区新富1-11-5	令和3年5月1日
1341958073	有限会社サポートテック	東京都大田区西籠谷2-1-10 FLAT・T101	東京都世田谷区羽根木2-35-35	あかつき薬局	東京都板橋区上板橋2-8-17	令和4年4月1日
1341259720	有限会社サポートテック	東京都大田区西籠谷2-1-10 FLAT・T101	東京都世田谷区羽根木2-35-35	ふたば薬局	東京都世田谷区羽根木2-35-35	令和4年4月1日
1340755116	株式会社スカイファルマ	東京都品川区大井1-55-5	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 風第2ビル7階	のぞみ薬局	東京都墨田区錦糸3-14-3 プリマベール福地102	令和4年9月1日

●東京都告示第四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、同条第五項において準用する法第五十条の二の規定による廃止の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の二(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	廃止年月日
1342256642	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	アイン薬局 金町店	東京都葛飾区東金町1-10-8 イトーヨーカドー1階	居宅療養管理指導	令和4年8月31日
1342256642	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	アイン薬局 金町店	東京都葛飾区東金町1-10-8 イトーヨーカドー1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月31日
1372304624	医療法人社団同愛会病院	東京都江戸川区松島1-42-21	同愛会病院 居宅支援事業所あゆみ	東京都江戸川区松島1-42-21	居宅介護支援	令和4年10月31日
1371505148	株式会社クールヘッド	東京都杉並区西荻南3-22-9 エクセラア西荻窪2-A	ウオームハート上井草	東京都杉並区上井草3-17-24	訪問介護	令和4年3月31日
1340654582	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68-1 ムラタヤビル3階	ファークロス薬局 浅草	東京都台東区浅草2-30-13 シャトレ浅草1階	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1340654582	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68-1 ムラタヤビル3階	ファークロス薬局 浅草	東京都台東区浅草2-30-13 シャトレ浅草1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	訪問看護	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	介護予防訪問看護	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	訪問リハビリテーション	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	通所リハビリテーション	令和4年9月30日
1312134542	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 福岡クリニック	東京都足立区梅田7-32-6	介護予防通所リハビリテーション	令和4年9月30日
1371108711	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 西糀谷 訪問介護	東京都大田区西糀谷3-32-15	訪問型サービス(独自/定率)	令和4年10月31日
1341854009	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-29-12	西尾久薬局	東京都荒川区西尾久2-9-1	居宅療養管理指導	令和4年9月30日

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	廃止年月日
1341854009	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-29-12	西尾久薬局	東京都荒川区西尾久2-9-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1345652037	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 蒲田駅前薬局	東京都大田区西蒲田8-1-5	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1345652037	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 蒲田駅前薬局	東京都大田区西蒲田8-1-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1343052347	株式会社アポステータス	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	井上薬局	東京都立川市曙町1-19-1	居宅療養管理指導	令和4年10月6日
1343052347	株式会社アポステータス	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	井上薬局	東京都立川市曙町1-19-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月6日
1341051473	株式会社ゴンドラ	東京都目黒区目黒1-6-13	おだいに薬局 目黒店	東京都目黒区目黒1-6-13	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1341051473	株式会社ゴンドラ	東京都目黒区目黒1-6-13	おだいに薬局 目黒店	東京都目黒区目黒1-6-13	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1345550520	菓樹株式会社	神奈川県大和市西鶴間1-9-18	菓樹薬局 オーケー新用賀店	東京都世田谷区用賀4-21-1	居宅療養管理指導	令和4年10月11日
1345550520	菓樹株式会社	神奈川県大和市西鶴間1-9-18	菓樹薬局 オーケー新用賀店	東京都世田谷区用賀4-21-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月11日
1341957117	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	共創未来 板橋薬局	東京都板橋区板橋4-47-12 1階	居宅療養管理指導	令和4年10月31日
1341957117	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	共創未来 板橋薬局	東京都板橋区板橋4-47-12 1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月31日
1340654954	株式会社白岡薬局	東京都台東区今戸2-28-7	はしば薬局	東京都台東区橋場1-1-8	居宅療養管理指導	令和4年11月6日
1340654954	株式会社白岡薬局	東京都台東区今戸2-28-7	はしば薬局	東京都台東区橋場1-1-8	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月6日
1367191703	社会福祉法人聖ヨハネ会	東京都小金井市桜町1-3-22	小金井訪問看護ステーション	東京都小金井市桜町1-2-20 桜町病院内	訪問看護	令和4年12月31日
1367191703	社会福祉法人聖ヨハネ会	東京都小金井市桜町1-3-22	小金井訪問看護ステーション	東京都小金井市桜町1-2-20 桜町病院内	介護予防訪問看護	令和4年12月31日
1342055283	株式会社メディカルパーク	大阪府大東市赤井2-1-21	ファミリー薬局 江古田店	東京都練馬区旭丘1-38-15-103	居宅療養管理指導	令和4年10月30日

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	廃止年月日
1342055283	株式会社メディカルパーク	大阪府大東市赤井2-1-21	ファミリー薬局 江古田店	東京都練馬区旭丘1-38-15-103	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月30日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	訪問看護	令和4年10月31日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	介護予防訪問看護	令和4年10月31日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	訪問リハビリテーション	令和4年10月31日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年10月31日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	居宅療養管理指導	令和4年10月31日
1312130086	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月31日
1345051313	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305-1 長坂ビル3階	なかわだ調剤薬局	東京都多摩市和田2000-11	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1345051313	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305-1 長坂ビル3階	なかわだ調剤薬局	東京都多摩市和田2000-11	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1340252890	有限会社仁生堂	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 明石町薬局	東京都中央区明石町11-5	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1340252890	有限会社仁生堂	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 明石町薬局	東京都中央区明石町11-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1372105922	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-32-6	医療法人社団福寿会 関原クリニック	東京都足立区関原3-1-11	通所リハビリテーション	令和4年10月31日
1371703206	医療法人社団田島厚生会	東京都北区神谷1-27-14	デイ・ホームえがわさんち	東京都北区中里1-21-2 中里ビル1階	認知症対応型通所介護	令和4年10月31日
1371703206	医療法人社団田島厚生会	東京都北区神谷1-27-14	デイ・ホームえがわさんち	東京都北区中里1-21-2 中里ビル1階	介護予防認知症対応型通所介護	令和4年10月31日
1340851451	有限会社仁生堂	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 仁生堂薬局	東京都江東区北砂5-15-6	居宅療養管理指導	令和4年9月30日
1340851451	有限会社仁生堂	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 仁生堂薬局	東京都江東区北砂5-15-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月30日

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	廃止年月日
1341055060	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	すみれ薬局	東京都目黒区大岡山1-1-12	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341055060	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	すみれ薬局	東京都目黒区大岡山1-1-12	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341055086	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ファーマケア訪問薬局	東京都目黒区目黒2-15-14 FSDビル3階	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341055086	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ファーマケア訪問薬局	東京都目黒区目黒2-15-14 FSDビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341055078	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ナチュラルプラス薬局	東京都目黒区平町1-27-3 リカビル1階	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341055078	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ナチュラルプラス薬局	東京都目黒区平町1-27-3 リカビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341456995	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ファルマステップ東中野薬局	東京都中野区東中野3-6-13	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341456995	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	ファルマステップ東中野薬局	東京都中野区東中野3-6-13	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1340957829	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	薬局ホームケアファーマシー東大井店	東京都品川区東大井3-2-25	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1340957829	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	薬局ホームケアファーマシー東大井店	東京都品川区東大井3-2-25	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1345651302	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	薬局ホームケアファーマシー長原店	東京都大田区上池台1-11-7 エステイドミール1階	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1345651302	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	薬局ホームケアファーマシー長原店	東京都大田区上池台1-11-7 エステイドミール1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1343451242	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	中川薬局谷保店	東京都国立市谷保7217-2	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1343451242	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	中川薬局谷保店	東京都国立市谷保7217-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1344352209	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	中川薬局小平店	東京都小平市小川町1-766	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1344352209	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	中川薬局小平店	東京都小平市小川町1-766	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	廃止年月日
1345051362	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	みゆき薬局	東京都多摩市豊ヶ丘4-10-8	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1345051362	株式会社ファルマステップ	東京都大田区上池台1-11-7	みゆき薬局	東京都多摩市豊ヶ丘4-10-8	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341958073	有限会社サポートテック	東京都世田谷区羽根木2-35-35	あかつき薬局	東京都板橋区上板橋2-8-17	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341958073	有限会社サポートテック	東京都世田谷区羽根木2-35-35	あかつき薬局	東京都板橋区上板橋2-8-17	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341259720	有限会社サポートテック	東京都世田谷区羽根木2-35-35	ふたば薬局	東京都世田谷区羽根木2-35-35	居宅療養管理指導	令和4年11月30日
1341259720	有限会社サポートテック	東京都世田谷区羽根木2-35-35	ふたば薬局	東京都世田谷区羽根木2-35-35	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月30日

●東京都告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第五項において準用する法第五十条の二の規定による休止の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	休止年月日
1373801958	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート府中	東京都府中市片町2-10-1	訪問介護	令和4年9月1日
1367197171	医療法人社団佳仁会	東京都三鷹市下連雀8-9-21	訪問看護みずほ	東京都三鷹市新川4-25-18	訪問看護	令和5年1月31日
1367197171	医療法人社団佳仁会	東京都三鷹市下連雀8-9-21	訪問看護みずほ	東京都三鷹市新川4-25-18	介護予防訪問看護	令和5年1月31日
1362190074	社会福祉法人長寿村	東京都足立区入谷9-15-18	やなか訪問看護ステーション	東京都足立区谷中1-17-7	訪問看護	令和4年10月31日
1362190074	社会福祉法人長寿村	東京都足立区入谷9-15-18	やなか訪問看護ステーション	東京都足立区谷中1-17-7	介護予防訪問看護	令和4年10月31日
1392100440	社会福祉法人長寿村	東京都足立区入谷9-15-18	やなかナイトケア	東京都足立区谷中1-17-7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和4年10月31日

●東京都告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第五項において準用する法第五十一条第一項の規定による指定の辞退があったので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	辞退年月日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	訪問看護	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	介護予防訪問看護	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	訪問リハビリテーション	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	通所リハビリテーション	令和4年10月1日
1315531314	一般社団法人 SOL	神奈川県川崎市宮前区東有馬5-1-2 メディカルプラザD東有馬	SOL整形外科世田谷スポーツクリニック	東京都世田谷区中町4-14-11 サンライズ世田谷	介護予防通所リハビリテーション	令和4年10月1日

●東京都告示第四十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

都道大田調布線

二 指定する区間




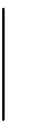
狛江市元和泉一丁目千八百八十三番一
地先から同市和泉本町一丁目千五百八
十八番三地内まで

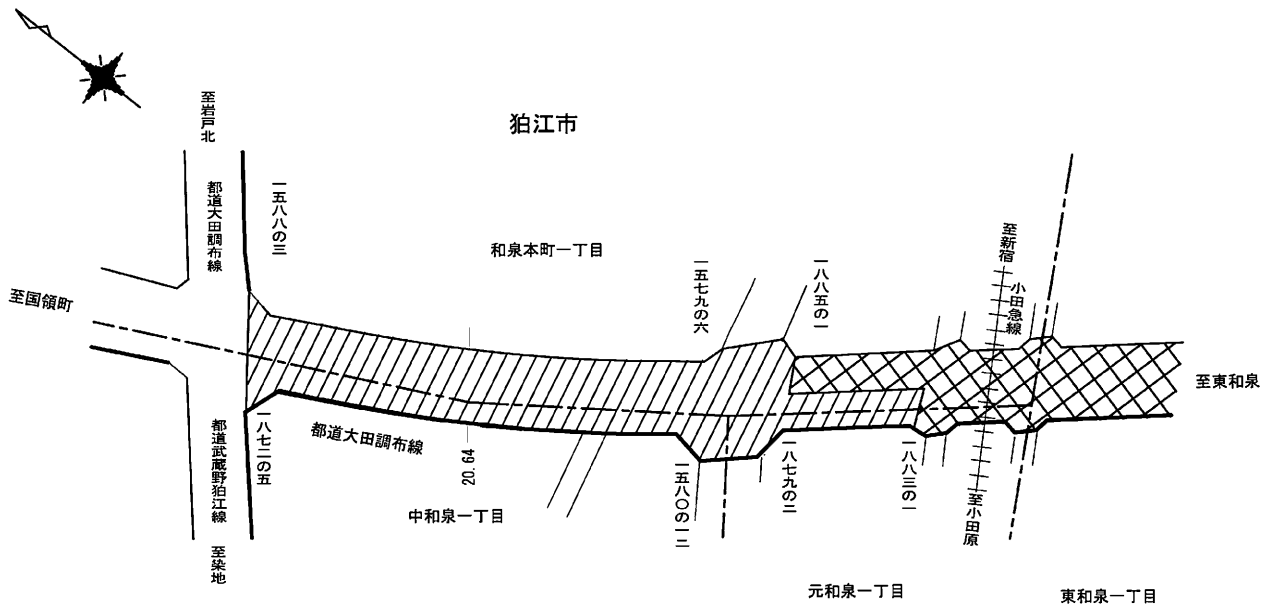
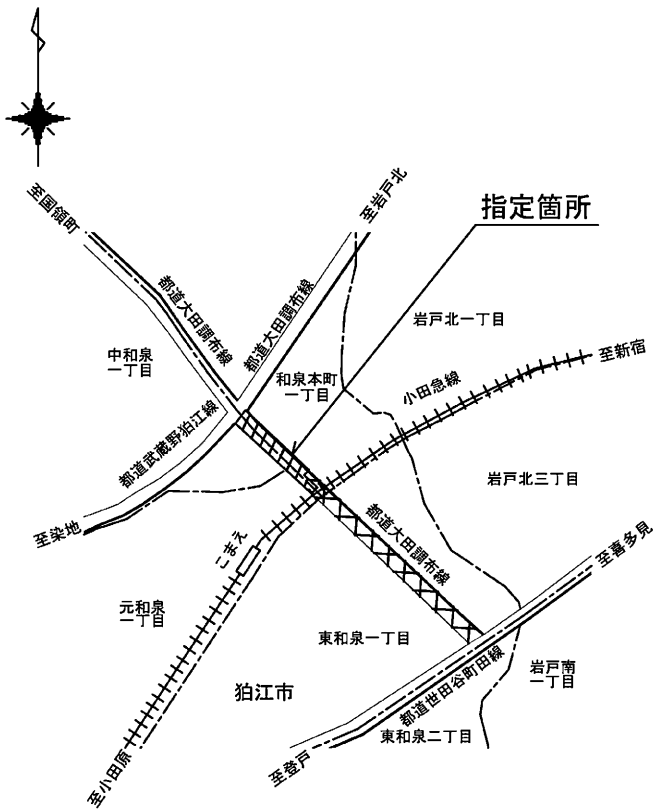
三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道大田調布線
狛江市元和泉一丁目と和泉本町一丁目

 既指定区間
 指定区間
 延長 一九三・九九メートル
 (電線共同溝予定名称 大田調布・五号)
 市道
 都道



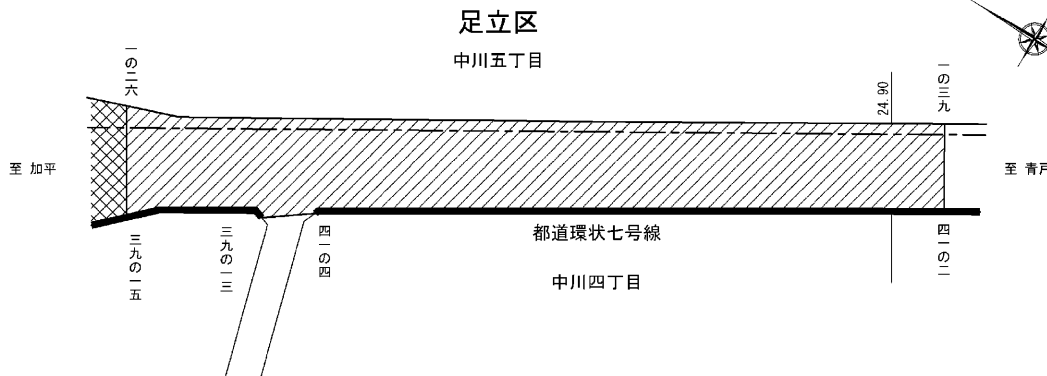
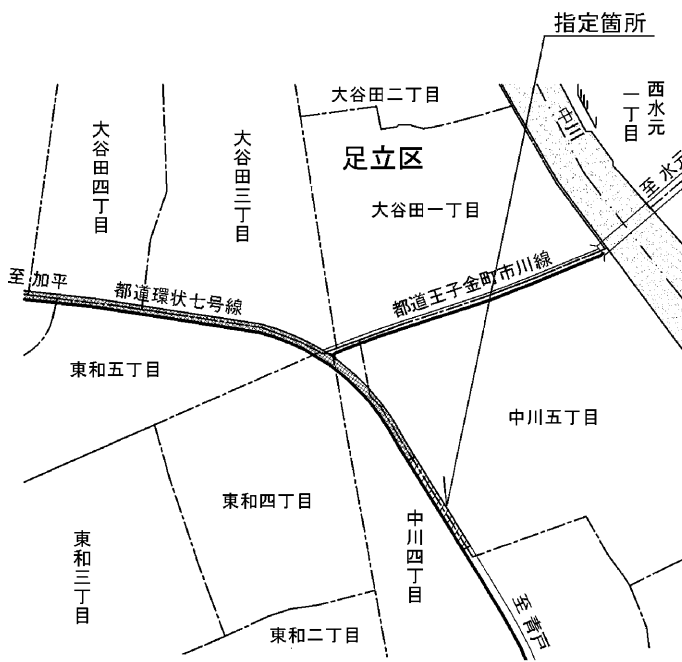
●東京都告示第四十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道環状七号線
 足立区中川五丁目～中川四丁目

延長 二二九・六九メートル

指定箇所
 指定区間
 特別区道
 都 道
 既指定区間
 (電線共同溝予定名称 環状七号・五十二号)



備すべき道路を次のように指定する。
 令和五年一月二十日
 東京都知事 小 池 百合子
 一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 足立区中川五丁目一番二十六地先から
 同区中川四丁目四十一番二地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二選挙区支部、自由民主党東京都第四選挙区支部、自由民主党東京都第十一選挙区支部、自由民主党東京都第十七選挙区支部、自由民主党東京都第十九選挙区支部及び自由民主党東京都第二十三選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和四年東京都選挙管理委員会告示第四百十五号)の一部を次のように訂正する。

令和五年一月二十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二選挙区支部の部1収入総額の項中「47,141,586」を「47,241,586」に、「44,988,123」を「45,088,123」に改め、同部2支出総額の項中「2,566,005」を「2,666,005」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「15,957,123」を「16,057,123」に、「7,830,000」を「7,930,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を越えるもの)の項中

「東京都市医師政治連盟日」を

「東京都市医師政治連盟日」を

「東京都医師政治連盟日」を

「東京都医師政治連盟日」を

「宮沢会」を

「千代田区」に

自由民主党東京都第四選挙区支部の部1収入総額の項中「134,549,557」を「133,419,557」に、「115,583,852」を「114,453,852」に改め、同部2支出総額の項中「55,858,115」を「54,728,115」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「81,201,504」を「80,071,504」に、「42,080,004」を「40,950,004」に、「27,200,000」を「27,700,000」に、「600,000」を「100,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を越えるもの)の項中

「中央魚類株式会社」を

「中央魚類株式会社」を

「中央魚類株式会社」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「株式会社染野製作所」を

「52,362,343」を「52,462,343」に、「32,680,000」を「32,780,000」に改め、

自由民主党東京都第十九選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「22,761,000」を「22,861,000」に、「3,681,000」を「3,781,000」に、「28,330,000」を「28,230,000」に

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

「自由民主党熊本県人吉市第一支部」を

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

N P O 法人 A i m T o p S w i m m i n g C l u b

二 代表者の氏名

濱田 茂之

三 主たる事務所の所在地

世田谷区上北沢四丁目二十五番一号 一F

四 認定の有効期間

令和四年十一月二十八日から令和九年十一月二十七日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定によ

り、次のとおり公告する。

令和五年一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会

二 代表者の氏名

松谷 高顯

三 主たる事務所の所在地

国立市中一丁目十八番地の四十一 栄ビル三〇一号

四 更新された認定の有効期間

令和四年六月七日から令和九年六月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本

二 代表者の氏名

森 亨、田中 慶司

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田三崎町一丁目三番十二号 結核予防会内

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市中央区道修町四丁目六番五号 結核予防会内

五 更新された認定の有効期間

令和四年九月十一日から令和九年九月十日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市中原四丁目四百五番四 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一

武蔵開発株式会社

代表取締役 深松 優

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和五年一月二十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年十一月十五日	二六六二	関原管工株式会社	品川区南品川六丁目十番九号	品川区南品川六丁目十番七号
同月二	一五五二	株式会社三晃空調	新宿区西新宿六丁目十番一号	新宿区西新宿二丁目七番一号
同日		東京本店	住友不動産新宿セントラルパーク	命ビル十三階

<p>同月二 十二日</p> <p>三八九八</p> <p>株式会社 匠工務店</p> <p>タワ-十二 階</p> <p>渋谷区千駄 ヶ谷二丁目 二十八番八 号 二〇一 二階</p> <p>渋谷区富ヶ 谷一丁目四 十四番七号 川上ビル</p>	<p>二 代表者を変更した事業者</p> <p>受理年 月日</p> <p>指定番号</p> <p>商号又は 名称</p> <p>新代表者名</p> <p>旧代表者名</p> <p>令和四 年十一 月十四 日</p> <p>四六一五</p> <p>株式会社 久保水道</p> <p>佐藤 博規</p> <p>久保誠二郎</p>	<p>同月十 六日</p> <p>五五八七</p> <p>株式会社 アメニテ イ・プラ ス</p> <p>谷崎 憲一</p> <p>古川 雅道</p>	<p>同月十 七日</p> <p>四八九三</p> <p>株式会社 石川設備</p> <p>石川 浩通</p> <p>石川 和男</p>	<p>同月十 八日</p> <p>三九一二</p> <p>有限会社 武田設備 工業</p> <p>武田 秀晴</p> <p>武田 泉水</p>	<p>同月二 十一日</p> <p>一五五二</p> <p>株式会社 三晃空調 東京本店</p> <p>笠木 裕公</p> <p>山田 隆三</p>	<p>同日</p> <p>二九一〇</p> <p>丸ノ内工 業株式会 社</p> <p>朝永 利幸</p> <p>中野 泰作</p>	<p>令和四 年十一 月二十 五日</p> <p>五六九一</p> <p>有限会社 玉川工業 所</p> <p>玉川 大樹</p> <p>玉川 良雄</p>	<p>同月二 十九日</p> <p>二三五三</p> <p>有限会社 榎本工業</p> <p>榎本壮太郎</p> <p>榎本 勝一</p>
<p>同月三 十日</p> <p>五一〇〇</p> <p>株式会社 ミワス工 業</p> <p>原 博文</p> <p>仙波 和馬</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について</p> <p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。</p> <p>令和五年一月二十日</p> <p>東京都下水道局長 奥 山 宏 二</p>	<p>一 指定した事業者</p> <p>指定番号</p> <p>商号又は 名称</p> <p>代表者</p> <p>事業所所在地</p> <p>五八五四</p> <p>関原工業 所</p> <p>関原 康弘</p> <p>足立区西新井四丁目 二十六番三十七号</p>	<p>五八五五</p> <p>株式会社 西川工業 所</p> <p>西川 碩治</p> <p>多摩市和田三百七十 四番地の四</p>	<p>五八五六</p> <p>本多設備 所</p> <p>本多 悌</p> <p>東久留米市滝山五丁 目十七番二号</p>	<p>五八五七</p> <p>有限会社 光信技研 所</p> <p>佐竹 秀行</p> <p>練馬区小竹町二丁目 五十五番三号</p>	<p>二 指定年月日</p> <p>令和四年十二月十四日</p>		

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

